

改正

平成26年9月25日告示第257号

平成27年2月24日告示第33号

平成28年2月25日告示第41号

木更津市都市計画の提案に係る事前相談に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る事前相談に関し必要な事項を定め、計画提案を円滑に進めることを目的とする。

(事前相談)

第2条 計画提案を行おうとするものは、計画提案に関する事前相談（以下「事前相談」という。）を行うことができる。

2 事前相談を行うもの（以下「相談者」という。）は、都市計画提案事前相談書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事前相談に係る都市計画の種類、位置、区域等の事項を縮尺25,000分の1の都市計画図に記した総括図
- (2) 前号に規定する事項を縮尺2,500分の1の地形図に記した計画図
- (3) 関係課等との協議に関する調書（別記第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(助言)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、相談者に対し助言を行うものとする。

2 前項に規定する助言は、都市計画提案の事前相談に関する助言書（別記第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、次条の規定により設置する都市計画の提案に係る連絡調整会議において検討を行うものとする。

(調整会議の設置)

第4条 市は、事前相談について連絡調整を図るため、都市計画の提案に係る連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(調整会議の組織及び会議)

第5条 調整会議は、議長及び議員をもって組織する。

(1) 議長は都市政策課長の職にある者をもって充て、議員は企画課長、市民活動支援課長、環境管理課長、まち美化推進課長、農林水産課長、市街地整備課長、建築指導課長、下水道推進課長、土木管理課長、土木課長、教育総務課長、文化課長、工務課長、業務課長、農業委員会事務局長及び開発審査指導担当総括の職にある者をもって充てる。

(2) 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

(3) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する議員がその職務を代理する。

2 調整会議の会議は、議長が招集し、主宰する。

3 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係職員を出席させることができる。

4 議長は、相談者に対し、調整会議において事前相談の内容について説明を求めることができる。

(調整会議の庶務)

第6条 調整会議の庶務は、都市政策課において処理する。

(事前相談等の公表)

第7条 市長は、事前相談があったときは、事前相談の内容及び当該事前相談に対する助言その他必要と認める事項を公表するものとする。

(事前相談の取り下げ)

第8条 相談者が事前相談を取り下げようとするときは、都市計画提案事前相談取下届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、都市計画提案に係る事前相談に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年9月25日告示第257号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年2月24日告示第33号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日告示第41号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条第2項）

第2号様式（第2条第2項第3号）

第3号様式（第3条第2項）

第4号様式（第8条）